

都道府県
各 指定都市 保育主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課

保育所等における虐待等への対応の徹底について

平素より子ども・子育て支援施策の推進にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

保育所等において虐待等が発生した際の対応について、改めて下記のとおりお示しいたしますので、本事務連絡の内容を十分御了知の上、各都道府県におかれては、域内の市町村に対して、遺漏なく周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 保育所等において虐待等が発生した際の対応については、令和5年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」をお示ししているところ。（別紙参照）
- ガイドラインにおいては、以下の内容をはじめ、虐待等が発生した際の対応における留意点等をお示ししているところであり、各自治体におかれては、ガイドラインの内容を改めて確認いただき、虐待等が発生した場合には、ガイドラインを踏まえた適切かつ迅速な対応をお願いする。
 - ・虐待等と疑われる事案（不適切な保育）の相談や通報を受けた場合には、まず、市町村及び都道府県の担当部局等において迅速に対応方針を協議し、方針を定めることが必要であること
 - ・緊急性の判断の際には保育士・保育教諭等の職員への支援の視点も意識しつつ、子どもの安全確保が最優先であることに留意が必要である
 - ・指導監査等による事実関係の確認を行う場合には、相談者や保育所等関係者から丁寧に状況等を聞き取りつつ事実関係を正確に把握することが重要であること
 - ※必要に応じて、法令上の権限に基づき物件の提出等を求め、事実確認を行うこと
 - ・虐待等に該当すると判断した場合には、市町村において、国（こども家庭庁）に対しても情報共有を行っていただきたいこと

- ・ 事案の性質や重大性等に応じ、事案の公表等の対応も判断していくことが重要であること
 - ・ 虐待等の対象となったこどものみならず、その他の保育所等を利用するこども、虐待等に関わっていない職員も含め、十分な心のケアを行う必要があること
 - ・ 保育所等とも連携のうえ、保育所等を利用するこどもの保護者に対して、丁寧に説明し、理解を得ることが重要であること
- なお、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 46 条第 2 項において準用する同法第 18 条の 16 第 3 項や、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 19 条第 3 項、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 38 条において準用する同法第 13 条第 3 項等において、報告徴収等の権限については、「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」旨規定されているが、これは、行政上の行為のみについてその権限を付与するものであって、犯罪捜査とは無関係であることを明確にするために設けられている規定であり、法の適正な運用を確保するために必要であれば、当然に権限の行使は認められるものである。
- こうした制度の趣旨を十分にご理解いただき、迅速な初動対応を行うとともに、必要があると認められる場合には、特別指導監査を実施する等、躊躇することなくご対応いただくようお願いする。

（本件についての問合せ先）

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

電 話：03-6861-0058

MAIL：hoikuseisaku.houreil@cfa.go.jp